

浜松市排水設備設置義務免除取扱要綱

浜松市排水設備設置義務免除取扱要綱（平成15年7月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定による排水設備設置義務の免除（以下「免除」という。）及びこれに伴う許可に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 生活系排水 炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される排水（事業活動に伴って生じる排水でこれに準ずるものを含む）をいう。
- (2) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (3) 排水処理施設 公共下水道を使用するにあたって、特定事業場にあつては汚水の処理施設、除害施設の設置を必要とする工場又は事業場にあつては除害施設その他にあつては排水設備の一部とみなすもので、汚染及び汚濁状態を許容限度内に処理する施設をいう。
- (4) 放流設備 公共下水道を使用するにあつては、排水設備の一部とみなすもので、公共用水域に下水を放流させるために設けられる、排水処理施設及び排水管きよその他これに付随する設備をいう。

（免除の対象となる下水）

第3条 免除の対象となる下水は、し尿を含む排水及び生活系排水並びにこれらの処理水以外の下水のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 合流区域内の雨水で浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別途定める浜松市排水設備工事实務指針に適合するもの。
- (2) 間接冷却の用に供した水その他管理者が雨水と同程度以上に清浄であると認める下水であること。
- (3) 工場又は事業場における生産等の作業工程からの排水のうち、排水処理施設を経由して排出される下水であること。
- (4) 管理者が特別な事情があると認めた下水であること。

（免除の要件）

第4条 管理者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認めるときは、免除を許可することができる。

- (1) 水質は、管理者が公共用水域ごとに別に定める水質の基準に適合しているものと認められること。
- (2) 前条第3号にかかる下水は、公共下水道を使用している状況において、相当の期間、排水

処理施設の機能が前号の基準を満たしていることの実績があること。

- (3) 公共用水域に下水を放流することについて支障がないと認められること。
 - (4) 公共用水域に下水を放流させるために設けられる放流設備と排水設備とが分離され、容易に確認できる排水系統であり、かつ放流設備の流末が公共用水域から公共下水道へ切り換えることができる構造であること。
 - (5) 公共用水域へ放流される下水の量及び公共下水道への排水量が、正確に確認できる装置(以下「測定装置」という。)が設置されていること。
 - (6) 公共用水域へ放流される下水にかかる管理体制が整備されていること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項。
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、前条第1号及び同第2号にかかる下水においては、不必要と認める事項を考慮することができる。

(免除の申請)

第5条 免除を受けようとする者は、許可を受けようとする日から60日前までに排水設備設置義務免除許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 免除計画書(様式第2号)
 - (2) 免除を受けようとする下水にかかる水質試験の結果。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
- 2 第3条第2号にかかる下水で、管理者が特段に認めるものは、前項の規定にかかわらず、浜松市下水道条例施行規程第6条による排水設備計画(変更)確認申請書の手続きに代えることができる。
- 3 管理者は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、免除の許可を決定したときは排水設備設置義務免除許可書(様式第3号)により、免除を不許可としたときは審査結果通知書(様式第4号)により、当該免除を受けようとする者に通知するものとする。

(条件の付加)

第6条 管理者は、免除を決定する際、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 管理者が別に定める項目及び頻度で、免除を受けた下水(以下「免除下水」という。)の水質試験を行い、その結果を報告すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、免除下水の管理、水質維持その他公益上管理者が必要と認める事項
- (3) 免除を受けた者(以下「免除者」という。)は、放流設備、測定装置に伴う設置及び維持管理等並びに公共下水道へ切り換える必要が生じた場合の当該工事などに要する一切の費用を負担すること。

(免除の期間)

第7条 免除の期間は、免除の許可を決定した日から5年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項にかかる下水は期間を定めないものとする。

(免除期間の更新の申請)

第8条 前条第1項にかかる免除者は、免除期間の更新を受けようとするときは、当該免除期間の満了日の前30日までに排水設備設置義務免除更新許可申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 免除計画書(様式第2号を準用する。)
- (2) 前回の許可書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、更新の許可を決定したときは、排水設備設置義務免除更新許可書(様式第6号)により、不許可としたときは審査結果通知書(様式第4号)により、当該免除者に通知するものとする。

(免除許可の変更の申請)

第9条 免除者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは30日前までに、排水設備設置義務免除変更許可申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 免除計画書(様式第2号を準用する。)
- (2) 前回の許可書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の許可を決定したときは、排水設備設置義務免除変更許可書(様式第8号)により、不許可としたときは審査結果通知書(様式第4号)により、当該免除者に通知するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第10条 免除者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名変更等届出書(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所(法人にあっては、名称、所在地又は代表者の氏名)
- (2) 工場又は事業場の名称

(放流設備の廃止の届出)

第11条 免除者は、放流設備の使用を廃止したときは、廃止した日から30日以内に放流設備使用廃止届出書(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。

(地位の承継)

第12条 免除者について死亡、合併又は分割(その免除にかかる放流設備を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放流設備を承継した法人は、当該免除者の地位を承継する。

2 前項の規定により免除者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、地位の承継届出書(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

3 第1項に掲げる場合のほか、免除者から当該免除にかかる放流設備を譲り受け、又は借り受

けて引き続き使用しようとする者は、当該免除者の地位の承継について管理者の承認を得なければならない。

- 4 前項の規定により、免除者の地位を承継しようとするものは、地位の承継承認申請書（様式第12号）に管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。
- 5 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を地位の承継承認（不承認）決定通知書（様式第13号）により、当該申請者に通知するものとする。

（水質試験等）

第13条 第5条第1項第2号に規定する水質試験の実施要領は、次に定めるところによる。

- (1) 試料は、免除を受けようとする下水の排出口から採取したものであること。排出口が2箇所以上ある場合は、それぞれの排出口から採取したものであること。
 - (2) 水質試験の方法は、下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に定める方法により行うものとする。ただし、同省令に定めていない項目にかかる水質試験の方法は、JIS K 0102（工場排水試験方法）に規定する方法により行うものとする。
 - (3) 水質試験結果は、下水道法施行規則第15条第5号に規定する様式に準じた水質測定記録表により記録するものとする。
 - (4) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業所で、自己以外の事業所又は公的機関により分析が行われたものであること。
- 2 前項各号の規定は、第6条第1号に規定する水質試験について準用する。

（調査及び報告）

第14条 管理者は、必要に応じ、免除下水の管理状況について立入調査し、又は免除者に対し報告を求めることができる。この場合において、免除者は、これを拒んではならない。

（監督処分）

第15条 管理者は、免除者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第38条第1項の規定に基づき、排水設備設置義務免除許可取消し通知（様式第14号）により、免除を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する免除の要件を満たせなくなったとき。
- (2) 第6条の規定により付した免除の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反し、又は法に基づく管理者の改善指示その他の監督処分に従わないとき。

（関係機関及び関係部局との調整）

第16条 管理者は、この要綱の運用に当たっては、関係機関及び関係部局と密接に連絡をとり、調整を図るものとする。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか免除に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の浜松市排水設備設置義務免除取扱要綱(平成 15 年 7 月 1 日施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、許可事項の内容に変更が生じた場合は、この限りでない。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 (印)
(電話番号)
担当者名

排水設備設置義務免除許可申請書

下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により免除の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の 名 称		整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		受 理 年 月 日	
免除を受けようとする 下水の種類		施 設 番 号	
免除を受けようとする 下水の量		許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	
特定施設等の有無及 びその種類		備 考	
免除を受けようとする 下水の処理方法			
放流先公共用水域の 名 称			
放流設備の工事着手 及び完了年月日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
許 可 の 希 望 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	指 定 工 事 人 名 責 任 技 術 者 名	(印)

備考 印の欄には、記載しないこと。

免 除 計 画 書

1 放流設備について

(1) 排水処理施設等の主要機械、装置の配置

添付第()図のとおり

(2) 排水処理施設等を含む操業の系統（特定施設等を含む工程図）

添付第()図のとおり

2 免除を受けようとする下水の量及び水質、用排水の系統

(1) 免除を受けようとする下水を含む下水の排水系統（フローシート）又は
用排水バランスシート

添付第()図のとおり

(2) 使用水量（ m^3 / 日）

用途 給水源	原料用水	洗浄用水	冷却用水	生活用水	その他 ()	合 計
上 水 道						
工 業 用 水						
地 下 水						
回 収 水						
合 計						

（注）工場又は事業場から排出されるすべての下水に対して記入し、免除を受けようとする下水部分は赤線で囲むこと。

(3) 用水及び排水の系統（用水は青色、排水は赤色（免除を受けようとする下水部分は赤の二重線）、雨水は緑色で示すこと。）

添付第()図のとおり

(4) 免除を受けようとする下水を含む下水の量及び水質

排出口番号				
排出口の名称				
汚水量 (m ³ /日)	通常			
	最大			
水質の単位 ミリグラム /リットル・ pHダイオキシン類を除く	通常			
	最大			
	通常			
	最大			
	通常			
	最大			
	通常			
	最大			
	通常			
	最大			
	通常			
	最大			
	通常			
	最大			
	通常			
	最大			
	通常			
	最大			

(注) 工場又は事業場から排出されるすべての下水に対して記入し、免除を受けようとする下水部分は赤線で囲むこと。

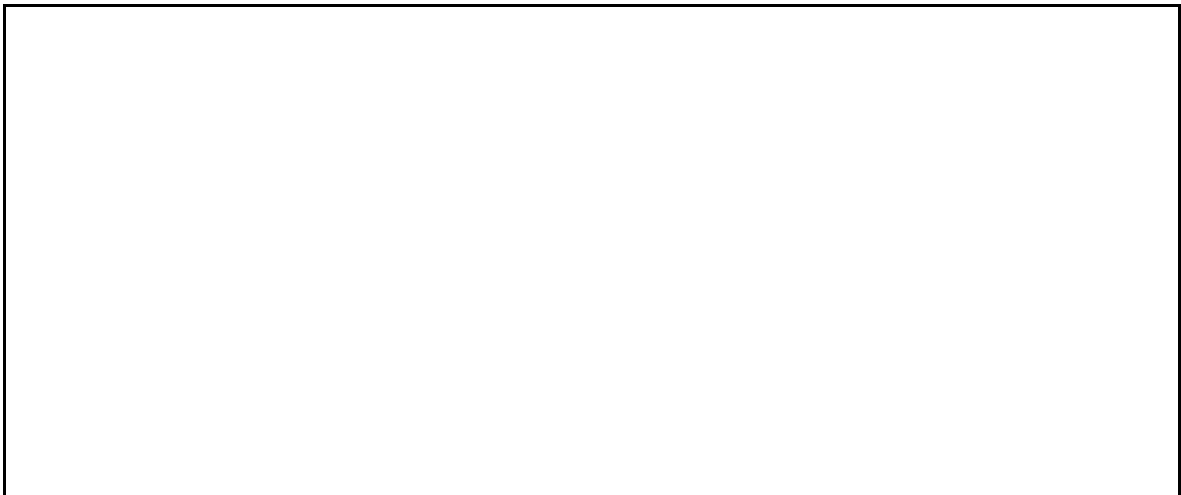
3 参考事項

(1) 工場又は事業場の規模等

資 本 金	万円	敷 地 面 積	m ²
従 業 員 数		建 物 面 積	m ²
操 業 年 月 日		作 業 場 面 積	m ²
操 業 時 間		水質管理責任者 (連絡先)	TEL
休 業 日		放流設備担当者 (連絡先)	TEL
		委託業者名 (責任者及び連絡先)	

(2) 主要製品名及び生産量

(3) 工場又は事業場付近見取図



(注) 要綱第8条第1項第1号及び要綱第9条第1項第1号における免除計画書は、本計画書の免除を受けようとする下水を免除下水と読み替える。

浜松市指令上 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

印

排水設備設置義務免除許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務免除の許可については、下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により、次のとおり許可します。

記

- 1 工場又は事業場の名称
- 2 工場又は事業場の所在地
- 3 免除下水の種類
- 4 免除下水の量
- 5 特定施設等の有無及びその種類
- 6 免除下水の処理方法
- 7 放流先公共用水域の名称
- 8 許 可 期 間
- 9 許 可 条 件

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

別紙のとおり

様式第4号(第5条、第8条、第9条関係)

浜松市指令上 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

印

審査結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務免除の許可(更新、変更)については、下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により内容を審査した結果、次のとおり認められませんので通知します。

記

1 理由

教示

通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市水道事業及び下水道事業管理者に対して異議を申し立てることができます。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 (印)
(電話番号)
担 当 者 名

排 水 設 備 設 置 義 務 免 除 更 新 許 可 申 請 書

下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により、免除の更新をしたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の 名 称		整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		受 理 年 月 日	
免除下水の種類		施 設 番 号	
免除下水の量		許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	
特定施設等の有無及 びその種類		備 考	
免除下水の処理方法			
放流先公共水域の 名 称			
許 可 の 希 望 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
更新前の許可年月日 及び指令番号	平成 年 月 日 浜松市指令上 第 号		

備考 印の欄には、記載しないこと。

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

印

排水設備設置義務免除更新許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務免除の更新について、下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により、次のとおり許可します。

記

- 1 工場又は事業場の名称
- 2 工場又は事業場の所在地
- 3 免除下水の種類
- 4 免除下水の量
- 5 特定施設等の有無及びその種類
- 6 免除下水の処理方法
- 7 放流先公共用水域の名称
- 8 許 可 期 間
- 9 許 可 条 件

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

別紙のとおり

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 (印)
(電話番号)
担当者名

排水設備設置義務免除変更許可申請書

下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により免除の変更をしたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の 名 称		整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		受 理 年 月 日	
免除下水の種類		施 設 番 号	
免除下水の量		許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	
特定施設等の有無及 びその種類		備 考	
免除下水の処理方法			
放流先公共水域の 名 称			
許 可 の 希 望 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
変更前の許可年月日 及び指令番号	平成 年 月 日 浜松市指令上 第 号	指 定 工 事 人 名 責 任 技 術 者 名	(印)

備考 印の欄には、記載しないこと。

浜松市指令上 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

印

排水設備設置義務免除変更許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務免除の変更については、下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により、次のとおり許可します。

記

- 工場又は事業場の名称
- 工場又は事業場の所在地
- 免除下水の種類
- 免除下水の量
- 特定施設等の有無及びその種類
- 免除下水の処理方法
- 放流先公共用水域の名称
- 許可期間
- 許可条件

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

別紙のとおり

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印
(電話番号)
担当者名

氏 名 変 更 等 届 出 書

下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により氏名(名称、住所、所在地)を変更したので、次のとおり届け出ます。

変更前の許可年月日 及び指令番号	平成 年 月 日 浜松市指令上 第 号	整理番号	
変更の内容	変更前	受理年月日	
	変更後	施設番号	
変更年月日	平成 年 月 日	備 考	
変更の理由			

備考 印の欄には、記載しないこと。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 ⑩
(電話番号)
担当者名

放流設備使用廃止届出書

下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により放流設備の使用を廃止したので、次のとおり届け出ます。

免除者の氏名 名 称		整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地		受理年月日	
許可年月日 及び指令番号	平成 年 月 日 浜松市指令上 第 号	施設番号	
使用廃止の年月日	平成 年 月 日	備 考	
使用廃止の理由			

備考 印の欄には、記載しないこと。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 (印)
(電話番号)
担 当 者 名

地 位 の 承 継 届 出 書

下水道法第 1 0 条第 1 項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により排水設備設置義務免除の許可を受けた者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		整 理 番 号		
工場又は事業場の 所 在 地		受 理 年 月 日		
許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	平 成 年 月 日 浜 松 市 指 令 上 第 号	施 設 番 号		
承 継 の 年 月 日	平 成 年 月 日	備 考		
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称			
	住 所			
承 継 の 理 由				

備考 印の欄には、記載しないこと。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 印
(電話番号)
担当者名

地 位 の 承 継 承 認 申 請 書

下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により排水設備設置義務免除の許可を受けた者の地位を承継したいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の 名 称		整 理 番 号		
工場又は事業場の 所 在 地		受 理 年 月 日		
許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	平成 年 月 日 浜松市指令上 第 号	施 設 番 号		
承 継 の 年 月 日	平成 年 月 日	備 考		
被 承 継 者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 理 由				

備考 印の欄には、記載しないこと。

浜松市指令上 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

印

地位の承継承認(不承認)決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務免除に関する地位の承継については、下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により、次のとおり承認(不承認)と決定したので通知します。

記

工場又は事業場の 名 称		
工場又は事業場の 所 在 地		
被 承 継 者	氏名又は名称	
	住 所	
承認の条件 (不承認の理由)		

教示

通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市水道事業及び下水道事業管理者に対して異議を申し立てることができます。

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者



排水設備設置義務免除許可取消し通知

平成 年 月 日付け、浜松市指令上 第 号により許可した排水設備設置義務の免除について、下水道法第10条第1項ただし書きに基づき定めた排水設備設置義務免除取扱要綱の規定により、次のとおり許可を取消します。

記

1 工場又は事業場の
名 称

2 工場又は事業場の
所 在 地

3 取 消 し 日 平成 年 月 日

4 取 消 し 理 由

教示

本通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市水道事業及び下水道事業管理者に対して異議を申し立てることができます。